

## 子育て推進交付金(仮称)制度の創設について

＜子育て関連都加算補助金の交付金化＞

### 基本的考え方

#### 背景

- 児童福祉審議会意見具申（16年5月）
  - ・補助金の包括化、保育サービスの拡充と子育て支援全般の充実
  - ・延長保育、高齢児保育の実施率が低いなど、都加算補助が必ずしもサービスの向上を促すものとなっていない
  - ・補助の恩恵をうけるのは認可保育所を利用する家庭に偏っていることから、子育て支援全体を拡充する方向での見直しが必要
- 国の三位一体改革に伴い、延長保育事業等の国庫補助事業がソフト交付金化や税源移譲となり、国基準額に上乗せを行う都加算補助の算定基礎がなくなった。

#### 方向性

市町村への子育て関連都加算補助金を交付金化し、  
子育て推進交付金(仮称)制度を創設

- 都単独補助、都加算補助のうち算定経費化している補助金を交付金化
- 市町村の自由度を高め、地域の実情に応じた独自の取組を促進
- 在宅サービスの充実など都の政策誘導度を高め、都民ニーズに的確に対応

#### 考え方

- 都は本年4月、次世代育成支援法に基づく都の対策と区市町村への支援策を盛り込んだ地域行動計画として「次世代育成支援東京都行動計画」を策定し、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する環境の整備に努めている。
- 安心して子どもを生み育てられる環境を整備するためには、市町村が地域の実情に応じ行う多様な取組みを支援していくことが重要である。
- しかし、既存の補助制度は、対象者や用途が細かく限定されているなど、必ずしも市町村の柔軟な対応を促すしくみにならない面もある。
- 一方、国の三位一体改革に伴い、延長保育事業や子ども家庭在宅サービス事業などの子育て支援事業が税源委譲やソフト交付金へ移行となり、国基準に上乗せを行っている都加算補助の算定基礎がなくなった。
- こうした状況を踏まえ、市町村が地域の特性や創意工夫を活かした独自の取組みを行うことが可能となるよう、現行の補助制度を自由度の高い柔軟なしくみへ再構築する。
- 例えば、認可保育所においても地域で様々な運営が行われており、都が一律に基準を決めるとは時代にそぐわないものとなっている。子育て推進交付金(仮称)制度では、市町村は従来の補助制度にしばられず、自主的に判断できるなど、自由な裁量による柔軟な施策展開が行えるようになる。

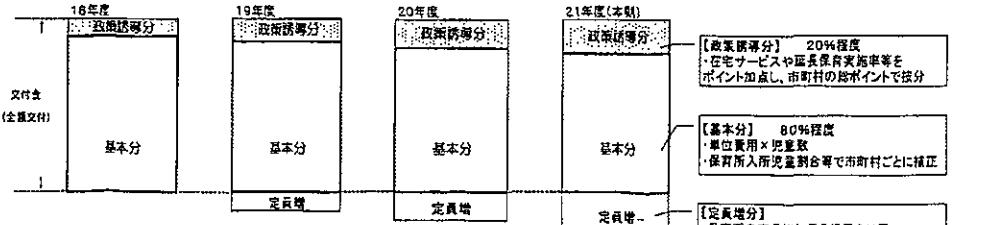
### 制度の概要

#### 財源

項目	(千円)	
	17年度予算	16年度決算
認可保育所運営費補助	13,005,242	12,409,935
零歳児保育特別対策事業	2,782,854	2,735,095
11時間開所保育対策事業	4,190,314	3,747,004
障害児保育事業	769,334	772,777
一般保育対策事業	4,985,151	4,917,439
延長保育事業	268,730	215,902
産休代替等職員費補助	8,859	21,718
学童保育事業費	554,361	489,131
トワイライト事業	7,987	5,115
子育てひろば事業A型	65,433	70,831
定期予防接種市町村補助	782,587	821,116
3歳児健康診査	46,634	45,304
3歳児健康診査(歯科)	11,250	11,761
乳幼児歯科相談補助	53,872	47,554
合 計	14,527,366	13,900,747

#### (仮)子育て推進交付金 約140～145億円程度

交付額 = (補助実績額から交付金(本則)へ数年かけて構成比率を変えていく)



$$A\text{市基本額} = \text{単位費用} \times A\text{市児童数} \times \text{補正係数}$$

市町村ごとに、計定単位児童数に占める保育所入所児童割合等で修正

政策誘導分 → 政策誘導指標によりポイント加点。39市町村でそれぞれポイントを積み上げ、ポイントの総合計で按分

・零歳児保育、延長保育、新規児保育、障害児保育、先駆型子ども家庭支援S、ショートスティック  
・トワイライトステイ、一時保育、育児支援ヘルパー、子育てひろば等